

ID: 36

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	授業料の徴収		
例規名 根拠条項	村田町立幼稚園授業料徴収条例 第3条		
例規番号	平成4年条例第14号		
<p>【基準】</p> <p>第2条及び第3条の規定による。 (授業料)</p> <p>第2条 授業料の額は、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)で定める額の範囲内で、園児の保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、規則で定める。 (授業料の納入義務者)</p> <p>第3条 授業料は、園児の保護者から徴収する。</p> <p>※規則：村田町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める規則</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日